

戦後1950年代における 北西ドイツの地域経済と 地域経済支援政策(1)

ノルトライン・ヴェストファーレン州の
オストヴェストファーレン計画を中心にして

三ツ石郁夫

Ikuo Mitsuishi

滋賀大学 / 名誉教授

I はじめに

本稿は、戦後西ドイツにおける地域経済政策の形成過程を把握するために、その起点となる占領期・両ドイツ国家成立期から1950年代にかけて、ノルトライン・ヴェストファーレン（以下、NRWと略記）州東部の農業的なデトモルト県（Regierungsbezirk Detmold）中南部を中心にして雇用創出と産業振興、社会資本整備のために策定された地域開発計画「オストヴェストファーレン計画」（Ostwestfalenplan、以下OWPと略記）を取り上げて、その地域経済支援政策の背景、計画策定のされ方、実施方法、効果と意義を明らかにしようとするものである。

戦後、NRW州はイギリス占領軍政府の下で1947年5月、戦前のラインラント州北部とヴェストファーレン州を統合し、これに戦前の旧リッペ侯爵領を加えて成立した。同州東部のデトモルト県は歴史的にはヴェストファーレン東部のミンデン・ラーヴェンスベルク地方とパーダーボルン地方（旧カトリック大司教区）、そして上述のリッペ領を加えて成立した行政地区である¹⁾。

この地域で進められたOWPについて本稿が着目する問題関心は次の3点にある。

第一の問題は、戦後ドイツにおける被追放民（Vertriebene）と難民（Flüchtlinge）の流入と受入れに関係している。第二次世界大戦におけるド

1) イギリス占領地区の州形成については、Nonn (2009), S.17, 71.; Briesen (1995), S.188.; 北住(2012)、9-13頁、参照。県（Regierungsbezirk）は直訳すれば「行政地区」となるが、本稿では県と表記する。またその下位レベルの行政単位（Landkreis）は郡とする。デトモルト県はその成立事情からオストヴェストファーレン・リッペ（OWLと略記）地方と呼ばれている。

2) 「追放」による大量移住の過程は様々な地域から様々な理由、形態を取っていたが、その受入れと統合がもたらした衝撃の大きさについては、川喜田(2019)を参照されたい。アーベルスハウザーは被追放民の受け入れによって西ドイツ経済社会構造の大きな変化が促進されたことを強調している（Abelshäuser 2011, 32off.）。またこの問題に関する評価の変化と研究史については、キッテルの研究が詳しい（Kittel 2022.）。なお、本稿では統計に基づいて人数を示す場合は、

イツ敗北とナチズムの崩壊によって戦時経済体制が解体され、分割占領と二つの国家成立以降の時期までに、東部ヨーロッパの旧ドイツ領・支配地域から逃亡、強制退去、移住措置によって居住地を離れた人々がドイツのソヴィエト占領地区へ流入・経由して、又は同地区から避難してきた人々が西側占領地区と国家成立後の西ドイツに流入し、各地域の受け入れにおいて多くの経済社会問題を伴いつつ「統合」されていった²⁾。追放の始まりから1953年末までに、西ドイツは約850万人の被追放民と220万人の難民を受け入れたのであったが、とりわけシュレスヴィヒ・ホルシュタイン州、ニーダーザクセン州、バイエルン州の国境に近い農業地域に多く流入した³⁾。NRW州には1953年末時点で約184万人の被追放民が居住していたが、デトモルト県には27万9,218人の被追放民が配分され、居住人口比では18.2%と州内では最も高かったのである⁴⁾。

こうした被追放民等の流入は地域の経済社会に何よりもまず食糧と住宅、そして雇用の諸問題を引き起こしていた。被追放民・難民に対する支援は、ナチの暴力による被害や戦争被害、他方で通貨改革などからの利得などを考慮した戦後負担の公正な配分調整の困難な過程を経て、ようやく1949年8月8日の緊急援助法(Soforthilfegesetz)として発効し「生活扶助」を提供したが、より広範な補償は1952年8月14日成立の負担調整法

(Lastenausgleichsgesetz)による補償原則の合意によって始まった⁵⁾。

他方、失業問題に対して連邦政府は、まず1950年春にとくに難民等が多い上記の3州およびヘッセン州の各政府、そしてレンダーバンク(Bank deutscher Länder)と協力して雇用創出のためのいわゆる「重点プログラム」(Schwerpunktprogramm)を決定して3億DMの復興信用を企業側に提供し、また1951年12月には連邦法を制定して2億DMの雇用創出「緊急プログラム」(Sofortprogramm)を実施した。さらに連邦経済省を中心として「再生地域」(Sanierungsgebiete)を選定し、対象地域にある企業の投資や正規雇用拡大のために補助金や信用を供与するプログラムを策定し、1951年度から53年度までに総額1億2,500万DMを支出した⁶⁾。

連邦からの指定対象地域がなかったNRW州においても、連邦政府予算と負担調整基金、ヨーロッパ復興プログラム(ERP)特別基金および州予算によって1948年の通貨改革から1955年3月末までに総額約400万DMの補助金、2億3千万DMの信用供与、そして2,200万DMの信用保証が被追放民等の雇用や経営設立、投資等のために提供された⁷⁾。こうした金融支援と関連しつつ州政府によって構想されたのが、被追放民等の失業者が相対的に多く生じたデトモルト県に対する開発計画OWPだったのである⁸⁾。

統計局の区分を参考にさしあたり「被追放民」をオーデル・ナイセ川以東の旧ドイツ領および外国から追放された人々、「難民」をドイツのソヴィエト占領地域に居住地があり、そこから西側占領地区・西ドイツに流入・避難してきた人々を指すことにする。

3) Schmölders (1955), S.7-8. 人口比で見ると、1949年12月末において全人口のうちで被追放民は16.1%、難民は2.7%であった。

4) Stahlberg (1957), S.10-13. 占領初期において、イギリス軍政府は被追放民と難民の受け入れに消極的であり、経済復興が明確になってくる時期に州政府は積極受入れに転換した。この時期の(西)ドイツ全体およびNRW州における受入れ政策と流入の実態、また1949年から始まる「州間移住プログラム」については、西田哲史(2019)が詳しい。なおドイツ社

会政策学会は1950年代半ばにこの問題を経済面と財政面から取り上げ、各州の実態について調査したが、そのこと自体がこの問題の重要性を示すものである。本稿で取り上げるSchmöldersとStahlbergの論文はその成果の一部である。

5) Kleßmann 1991, S.240-243 (クレスマン1995, 275-279頁) 参照。中間層経営に対する信用支援については、三ツ石(2021)、9-13頁を参照されたい。また被追放民への住宅支援の実態については、永山(2018)が参考になる。

6) Schmölders (1955), S.30-39.

7) Stahlberg (1957), S.132.

8) 筆者はすでに、三ツ石(2021)、16-17頁において、OWPによる1958年の個別企業信用支援の実態を明らかにしている。本稿はこの計画をより包括的に扱うものである。

第二の問題関心は、上記の「再生プログラム」がその後1969年10月9日に制定された『「地域経済構造改善」の共同任務に関する法律」⁹⁾に至る、戦後西ドイツにおける地域経済政策形成過程の起点に当たることである¹⁰⁾。

連邦政府はこの被追放民等の失業問題に対処するために、1950年3月24日、連邦経済省を座長として財務省や労働省など9省庁と内閣府からなる「窮迫地域問題のための省庁間委員会」(Interministerieller Ausschuss für Notstandsgebietsfragen, IMNOSと略称)を設置し、「窮迫地域」(のち「再生地域」に改称)の定義を、①非独立就業者における失業者の割合30%以上(のちに25%以上)、②1居室当たりの人数2.2人以上、③農業の特別な窮状とした。こうした窮迫地域として、ベルリンの他に、ヴァッテンシュテット・ザルツギッター(Wattenstedt-Salzgitter)、バイエルン山地(Bayerischer Wald)、ヴィルヘルムスハーフェン(Wilhelmshafen)が指定され、経済支援のために雇用創出プログラムが検討された¹¹⁾。その目的は工業的な雇用創出、農業支援、そして交通・運輸・公益事業関連でのインフラ整備であった¹²⁾。IMNOSはこの「窮迫地域」への支援を拡大しようとしたが、予算不足と他の失業対策や負担調整によって代替可能なこと、そして「再生地域」の実

態について調査が十分になされていないことを理由として、順調には進まなかった¹³⁾。

そこで連邦プログラムを支援するために、州政府が役割を引き受けることになったのである。NRW州政府によるOWPはこうして生まれた計画の一つであり、その後の地域政策の展開にとって連邦政府の「再生プログラム」と同様の意義を持っていたのである¹⁴⁾。

第三の関心は、「経済構造」とは何かの問題である。OWPは地域で失業者が増加した原因、そしてNRW州全体から見て経済発展が遅れていることの根本原因を「経済構造の不十分さ」Unzulänglichkeit der Wirtschaftsstrukturあるいは「単一農業構造」einseitig landwirtschaftliche Strukturにあるとし、戦前のOWL地域では社会経済構造が幾分か「均衡して」(ausgewogen)いたが、それが戦時中から構造的に変化し、人口と雇用において「構造の歪み」(Strukturverzerrungen)が生じたとしている¹⁵⁾。

ここで「単一農業構造」が「均衡して」いたとはやや矛盾した表現であるが、その意味することは、北部のビーレフェルト中心に工業的發展がみられることは別として、戦前までのOWLの経済構造は農業中心で、とくに中部デトモルト(リッペ)や南部パーダーボルン地方の中小経営や労働力形成が農工間の市場的発展や工業化へと結びつかずに

9) Gesetz über die Gemeinschaftsaufgabe "Verbesserung der regionalen Wirtschaftsstruktur", vom 6. Okt. 1969, in: *Bundesgesetzblatt*, Teil I, Nr.108, 1969.

10) Giel (1964), S.113-114. アルベルトはこの20年間に地域支援は、「窮状を克服するための一時的な介入から地域経済の計画的改善へ、支援要求事項への一面的方向づけから地域発展のすべてのチャンスの利用へ、総花政策から重点コンセプトへ、連邦と州の措置の混乱から地域プログラムによる包括的調整へ、農村ゲマインデへの中間層経営・作業場の移転から数百万DMのインフラ投資計画を伴う大企業の立地へと発展した」と整理している(Albert 1971, S.1.)。

11) *Kabinettsprotokolle der Bundesregierung* (1951), S.59. これら地域の窮迫の理由は被追放民等の流入だけでなく、ライヒスヴェルケ・ヘルマン・ゲーリング工場の解体(デモンタージュ)などの他の要因も影響していた。なお「窮迫地域」の指定としてアデナウアー首相とエアハルト経済相はより拡

大したい意向を持っていたが、閣議では財務相など他の大臣が抑制的な意見を持っていた。

12) Meyer (1960), S.373.

13) *Kabinettsprotokolle der Bundesregierung* (1951), S.498f. すでに占領期から各地域・州の間での難民負担や占領費用、さらに租税収入の不均等が問題となっており、それは基本法成立直後の1949年6月23日の経済評議会において最初の州間財政調整法へと結実していたが、他方で、基本法が財源として連邦に割り当てた税目が連邦の財政負担を賄うのに不十分であったために、1950年代前半を通じて州に帰属する所得税と法人税の扱いならびに垂直的財政調整が連邦と州の間で争われていた(Rentzsch 1991, S.47f. u. 75., レンチュ1999, 51, 95頁)。

14) Meyer (1960), S.373. 同州では他に周辺地域計画(Randgebietprogramm)があった。また他の州政府プログラムにはシュレスヴィヒ・ホルシュタイン州の北部プログラム

「構造的に安定」していたと解釈できる¹⁶⁾。OWPの目的は戦時から戦後における地域産業構造の歪んだ変化や不十分さ、農村工業の発展を展望しえない農業単一の社会経済構造を、政策的なインフラの整備と企業の分散的な設立の支援によって農工結合へと改善し、それによって失業問題を解決することにあつた¹⁷⁾。

やや先取りして述べておくと、1950年代の高度経済成長とそれに伴う労働力不足の時代を経て、1960年代になると炭鉱業や繊維工業などの旧型産業は危機へ陥り、ルール地域を中心に再度の失業問題が深刻になってくる。産業構造としては旧型の「単一の経済構造」(einseitige Wirtschaftsstruktur)から成長産業への転換が課題として前面に現れてくる。こうした背景のなかで1960年代半ば以降の経済政策において一種のブームとなる「構造政策」は、資本と労働、技術を流動化させて、第一に産業構造を成長分野へと転換し、第二に生産拠点を地域分散的に配置し、第三にその担い手となる新規の中小経営設立を支援する成長政策ないし競争政策として登場したのであつた¹⁸⁾。

ここにおいてもOWPは戦後経済秩序における構造政策の先駆けとして位置づけることができる。中小経営支援に関しては、ちょうどOWPが実施されると同時期の1950年代半ばから全国的に手

工業や卸小売商などの中間層経営から信用支援の要望が出されていたが、これを受けて連邦経済省は競争政策としての中間層信用支援方針を公表し、NRW州では1955年6月の「小営業者、手工業者、自由職への信用供与」プログラムとして州全体の中間層経営を対象に展開されることになった¹⁹⁾。もっともこの中間層経営支援政策と比較すると、OWPはOWL地方に対象を限定して経営支援する地域経済支援政策として策定された。NRW州政府は省庁間委員会を設置して、OWL地域支援へと動くことになったのである。

このようにOWPは多くの問題に関連する地域開発計画であつたが、これまでその内容や意義について研究されることはなかつた。本稿は、まず第一にNRW州におけるOWL経済構造の実態とその歴史的生成を明らかにし、第二に1952年と1955年の2度にわたる調査報告と統計をもとにしてOWPがいかに策定され実施されていったかを跡づけ、そして第三にOWPの成果と地域政策の諸問題を明らかにし、もって連邦共和国の戦後直後から高度経済成長期にいたる地域経済政策がいかなる特質をもって展開したかを考察しようとするものである。

(Programm-Nord)、ヘッセン計画信用(Hessenplankredite)があつた。

15) 後述、Ⅲ参照。

16) ここで「構造」とは本来、社会と経済を構成する諸要素と諸範疇の編成のあり方と理解しうが、さしあたりここでの問題を考えるとき、シュレンマーの次の整理は参考になる。つまり、労働と資本、技術の生産要素が地域の農業と工業(小営業)との間で、また域外との関係でいかにどれほど移動し投入されるか、そして政策等の外部要因が諸要素にどのような影響や圧力を及ぼすかによって、工業化を生み出しやすい地域とそうでない地域、また急速に工業化する地域と緩慢に変化する地域、構造安定的な地域との違いが生じてくるとしている(Schremmer 1978, S.205-233)。

17) この意味でOWPは戦後NRW州政府によって行われた農村工業化の計画であつた。隣接するアルンスベルク県ヴィトゲンシュタイン郡の農村工業化を調査したリーマンは「農

村工業化は世界的な問題であり、(中略)工業化が農村の経営規模と農業構造に影響を与えている。」と述べている(Riemann 1957, S.5.)。

18) 「構造政策の課題は、市場メカニズムを改善・操縦することによって、生産諸力を最適に配置し、産業構造と立地構造の不均衡をできるだけ迅速に修正することにある。」(Giersch 1964, S.62)。ギールシュ自身もメンバーであつた専門家会議報告書(Sachverständigenrat 1965)にある現状分析と政策提言も参照されたい。「構造」とは人口と資本と技術発展の社会的配置とその機能のあり方を意味することになったといえる。構造政策が1966/67年不況後の政策転換によって変質する過程についてはAhrens(2022)を参照のこと。

19) 連邦経済省による競争政策的中間層経営支援の議論については、三ツ石(2018)を、またNRW州における中間層支援政策の実践については、三ツ石(2021)を参照されたい。

II オストヴェストファーレン 地域経済の特徴と その歴史的形成

(1) NRW州とOWL地方の経済的特徴

NRW州経済の特徴は、言うまでもなくルール工業地帯における石炭鉄鋼業の発展であり、19世紀後半以降のドイツの経済発展はこの地域に主導されていた。第1表に見られるように（第1図も参照）、同工業地帯の主要都市エッセンやデュースブルクなどを含むデュッセルドルフ県、ゲルゼンキルヒェンなどを含むミュンスター県、そしてボーフムやドルトムントなどを含むアルンスベルク県は鉱山業や原料・生産財産業、投資材産業で多くの就業者を抱えていた²⁰⁾。もとよりこの3県はルール工業地帯という共通の関連性を持つとしても、3県それぞれの産業構造ないしその発展のあり方を示しており、商工業の最も発展したデュッセルドルフ県に対して、ミュンスター県はもともと農

業的な性格によって特徴づけられ、その工業化ははるかに遅れて始まった。またアルンスベルク県の工業化は1850年以降急速に展開した²¹⁾。

ルール地域以外のライン地方でも産業革命期以前からクレフェルトやミュンヘン-グラーツバッハなどで綿工業が、ゾーリングゲン、ヴッパータールなどで鉄加工業が発展した。ケルン県では、化学工業や機械・電気産業の発達のほか、何よりも商業の発達が特徴である。面積の小さいアーヘン県は機械製造業や木材製造業、繊維・被服業が目立つが、相対的には農業の割合が高い²²⁾。

こうしたNRW州の諸地域と比較すると、デトモルト県は異質な歴史的背景を持つ諸地域を併合し、全体として農林業の就業者割合は州内で最も高くなっている。1949年9月の手工業調査、1950年8月末の経営調査および同年9月の人口調査を利用して労働局別に人口、手工業と工業の経営数・工業就業者数を概観すると、第2表のようになる。

第1表 県別就業構造(1950年9月13日)

県(RB)	農林業	鉱工業	商業交通	その他 ¹⁾
デュッセルドルフ	6.1	59.0	18.7	16.2
ケルン	11.1	48.6	20.9	19.4
アーヘン	18.1	52.2	14.8	14.9
ミュンスター	17.9	54.4	13.1	14.6
デトモルト	22.0	47.1	13.4	17.5
アルンスベルク	9.2	59.7	16.1	15.0
NRW州	11.7	55.4	16.7	16.2

(注1) その他は公的職業とサービス業など。

【出典】Statistisches Jahrbuch NRW, 5.Jg. 1954, S.19-20.

20) ルール工業地帯は1920年代以降、一つの経済空間として独自の「ルール炭鉱地域定住連合」および「ルール地域自治体連合」を結成し、第二次大戦後には「高度経済成長」の重要な枠組みとなっていた。本稿はこの地域の問題には立ち入らないが、さしあたり、Goch (2002), S.23-26.を参照されたい。

21) Noll (1975), S.26.

22) Statistisches Jahrbuch NRW, 5.Jg. 1954, S.174-179. なおアーヘン県は1968年専門家委員会案に基づいてケルン県と統合した(Nonn 2009, S.98-99.)。

第2表 デトモルト県の手工業と工業(1949・50年)

労働局地区	管轄する市・郡	人口	手工業			工業		
			経営数	就業者数	密度	経営数	就業者数	密度
ビーレフェルト	1. ビーレフェルト市・郡、3. ハレ郡、4. ヴィーデンブリュック郡	441,978	8,506	33,477	75.7	1,227	84,801	191.9
ヘアフォルト	2. ヘアフォルト市・郡	212,048	4,220	18,102	85.4	1,059	40,270	189.9
ミンデン	5. ミンデン郡、6. リュベック郡	258,728	4,866	18,939	73.2	452	21,383	82.6
デトモルト	7. デトモルト郡、8. レムゴ郡	269,151	5,601	20,174	75.0	726	25,617	95.2
パーダーボルン	9. パーダーボルン郡、10. ヘクスター郡、11. ビューレン郡、12. ワーブルク郡	318,521	6,332	22,945	72.0	418	13,776	43.2

(注) 市・郡の数字は第1図の地図にある数字を示す。「密度」は人口1,000人当たりの就業者数。

【出典】Statistisches Jahrbuch NRW, 2.Jg., 1950, S.5, 13ff., 14ff., 189.



第1図 戦後NRW州とOWL地方の市・郡

【出典】Nonn (2009)付図をもとに作成。

(注) デトモルト県は図中1~12の市郡から構成されている。

手工業と工業の密度に留意しながら第2表・第1図²³⁾を見ると、まず手工業の分布については地域的相違が意外にそれほど大きくない。それに対して、工業の展開には大きな地域的相違がある。県北西部のビーレフェルトでは産業部門のなかで機械製造業や車両製造業、製紙業が発展し、ま

た伝統的には繊維工業と被服業、食料品製造業に多くの就業者が見られる。また隣接するヘアフォルトでも高い工業就業者密度が示されているが、ここではとくにたばこ産業と被服業が広く展開し、木材加工業もある。プロイセン時代の行政庁が置かれた北東部ミンデンの工業就業者密度は低

23) 第2表にあげる数値のうち、とくに手工業については戦争・戦後に関わる疎開や移住、被迫放民、難民、またそれに関わる廃業や新規経営設立が含まれ、全体として戦前よりもかなり増加した数字になっている。なお、第1図でデトモルト県以外の数字で示されている郡は次のとおり。【ミュンスター県】13: テクレンブルク郡、【アルンスベルク県】14: ゴースト郡、

15: リップシュタット郡、16: プリロン郡、17: ヴイトゲンシュタイン郡、18: ジーゲン郡、【ケルン県】19: オーバーベルギッシュ郡

くなっている。ここでは機械製造業もあるが、やはり石材業、木材加工業、食料品製造業の割合が大きい。

他方、南部農業地域のパーダーボルン郡では工業的展開が県内ではもっとも低く、なかでもビューレン郡とワーブルク郡はさらに農業的な構成となっている。この労働局内では、全体として石材業や製材・木材加工業、食品製造業、印刷業など従来の産業の展開にとどまっている。県中東部旧リップ領のデトモルト労働局地区でも同様に石材業や製材・木材加工業の割合が高い。工業就業者密度は南北の中間的な位置にあるとはいえ、やはり農業的な特徴を持つといえる。

このような工業展開の地域的相違に農業はどのように関わっているのだろうか。この点を次にみてみよう。

(2) OWL地方の農業経営

第1図にある県北部1-6の市・郡域はフランス革命期までのミンデン侯爵領・ラーヴェンスベルク伯爵領に属し、また中東部7-8の郡域は旧リップ侯爵領に、さらに南部9-12の郡域は旧司教領

に由来し、各労働局の区割りはこの地域の歴史的由来にほぼ重なり合っている。上述した県内の工業発展の違いはこうした歴史的経緯によるところが大きいといえるが、農業土地所有構造と農村社会構造は一層歴史的形成に大きく関係しているといえる。この状況を統計をもとに労働局地区ごとに概観しておく、第3表のとおりである。

ビーレフェルト、ヘアフォルト、ミンデンの3労働局地区は比較的近似的な小農・零細農地域となっている。農業経営規模構成では0.5-2haの零細農と2-5haの小農は全体の半分以上を占め、5-10haと10-20haの中農は2-3割程度、20-100haと100ha以上の土地を所有する中大農は比較的少ない。もっともこの地区では、ビーレフェルト、ヘアフォルト両市とミンデン郡で半数前後の就業者が鉱工業に従事しており、農業の割合はかなり減少している。他方、ハレ郡とリュベッケ郡が農業的な就業構造の特徴を残している。

デトモルト労働局地区では2ha以下の零細農の割合が56%と半数以上となっていることが特徴である。他方で小農部分は比較的少なく、土地の細分化が進んでいる。

第3表 デトモルト県における農業経営の土地所有規模別分布(1949年5月)

労働局地区	農業経営割合(%)						計(経営実数)
	0.5-2ha	2-5ha	5-10ha	10-20ha	20-100ha	100ha以上	
ビーレフェルト	36.2	28.2	17.9	9.7	7.8	0.3	12,604
ヘアフォルト	40.3	28.3	14.7	10.4	6.2	0.2	5,681
ミンデン	34.7	28.3	18.5	14.2	4.3	0.1	16,347
デトモルト	56.1	16.7	10.4	7.3	8.8	0.6	11,763
パーダーボルン	36.7	23.9	14.3	14.0	10.0	8.4	20,272
県合計(経営実数)	26,556	16,590	10,241	7,826	5,106	298	66,617

【出典】Statistisches Jahrbuch NRW, 1.]g., 1949, S.87.

パーダーボルン労働局地区では小農・零細農の割合はミンデン・ラーフェンスベルク地方と似ているが、ここでは中農部分の割合が少なく、むしろ20-100haと100ha以上の大経営が広く展開している。南部のビューレン郡やワーブルク郡では農業就業が半数近くまで達している。1952年の報告書(注32参照)によれば、全体としてパーダーボルン地方はエッグ山地とそれに続く高原地帯からなっており、地質も泥地や石灰質地などで農業収益力は低い。

耕作の種類を見ると、県全体で耕地の約5-6割が穀物栽培に充てられており、ライ麦がもっとも多いほか小麦や大麦も栽培される。その他、約2-3割の耕地はジャガイモやビートなどの根菜類、1割が飼料用作物、さらに豆類や野菜、商品作物がある。パーダーボルン地方南部で穀物や豆類が多く、根菜が少ないこと、都市近郊で野菜や商品作物の栽培が多いなどの地域的違いはあるが、それほど目立ったものではない。後に触れる麻の栽培は減少している²⁴⁾。

畜産については、牛や豚の飼育が比較的多い方であり、農用地100haあたりの合計家畜飼育頭数で見ると、NRW州平均の97頭に対して北部のハレ郡、ミンデン郡とリュベッケ郡、ヴィーデンブリュック郡でそれぞれ141頭、130頭、125頭、123頭ともっとも多い。これに対して南部のパーダーボルン郡は94頭、ヘクスター郡90頭、ビューレン郡91頭、ワーブルク郡86頭と州平均以下になっている²⁵⁾。

ここまで戦後直後のデトモルト県の農業経営について見てきたが、ここから工業展開の南北相違との明確な関連を見出すことは難しい。そこでこの

地域の農村社会と農村工業化が歴史的にいかに関係して来たかについて次にみてみよう。

(3) OWL地方における農村社会と農村工業化の歴史的形成

ミンデン・ラーフェンスベルク地方は19世紀までのドイツのなかで西北ドイツ農業地帯に属する地域であり、農業生産において重要な地位を占める大・中農経営が村落社会内部において自治を担っていた。同時のこの地域はヨーロッパのなかでいわゆる「プロト工業化」が進んだ地域の一つである²⁶⁾。その起点は、16世紀以降、プロイセン領邦国家による重商主義支援を受けて輸出向けに麻織物工業が広がったことにある。17世紀後半以降、検査制度の導入によって、ビーレフェルトとヘアフォルトでは都市商人が農村で生産された上質麻織物を買取る「買入制」が普及し、外国産業と競争する域外輸出向け農村工業として発展した。この発展を支えたのが西北ドイツ地方の農村社会を特徴づける最下層農民「ホイアーリング」である。ホイアーリングとは、プロイセン領邦国家において先駆的に行われたマルク(共有地)分割によって、共同体農民からその分割地を賃貸ないし購入して入植した零細農(保護民)である。19世紀前半になると麻織物業は外国製品との競争によって危機に陥り、農村社会の窮乏化が表面化した。これらの初期工業化を背景として、19世紀半ば以降になると、むしろ国内市場に向けて生産する麻紡績と織布の機械制大工場が成立した。生産される繊維製品は多様化しつつあったが旧来の農村家内工業はしだいに後退し、20世紀にはむしろビーレフェルト市において被服・縫製業や

24) *Statistisches Jahrbuch NRW*, 2.Jg. 1950, S.85.

25) *Statistisches Jahrbuch NRW*, 5.Jg. 1954, S.338-339.

26) 農業・農村社会構造については、藤田(1984)、ここでは120-121頁参照。プロト工業化過程については馬場(1997)；同(1999)が詳しい。

ミシン・自転車等の機械・車両製造業が都市人口の増加を伴いつつ発展することになった²⁷⁾。

他方、南部パーダーボルン地方では領主権力が強固に存続していた²⁸⁾。モザーによれば、同地方の小農・零細農、また土地持ち日雇い労働者は、その所得の低さにもかかわらず18-19世紀を通じて紡織関連などの家内工業に従事することは少なく、ミンデン・ラーヴェンスベルク地方とは対照的に、およそ農村内部に日用品や食料のための市場が形成されることはなかった。それゆえ賃労働ではなく土地所有や土地利用によって生活を維持した家族経営が中心となっており、農村社会としてみると構造を維持しようとする保守主義的な政治行動の特徴が生じていた。たしかに1848年革命において下層民は激しく抵抗し変化を求めたのであるが、プロイセン領邦国家による「上からの」政治的保守主義と「下からの」社会構造的保守主義が共鳴していたのである。農民経営は19世紀末になってしだいに市場の関係のなかに取り込まれていくが、それが包括的継続的になったのはようやく第二次大戦後1950年代以降のことであり、そうした物的基盤の変化に基づいて農村社会の構造も戦後の変化を遂げていくことになったのである²⁹⁾。

デトモルト県はこうして異質な歴史的背景と社会経済構造を持つ地域を行政的に統一して戦後成立した。そしてその地域に被追放民と難民が流入して失業問題が生じたのである。州政府がこの問題にどのように対応しようとしたのか。次節はこれを課題とする。

III NRW州による地域開発計画の策定

(1) 被追放民・難民の流入と州政府の対応

1947年の難民統計によれば、NRW州に流入した被追放民は82万6,612人であり、このうちデュセルドルフ、ケルン、アーヘン各県のラインラント地区には25万9,845人(32%)、ミュンスター、デトモルト、アルンスベルク各県のヴェストファーレン・リッペ地区には56万6,772人(68%)が流入し、さらにこのうちアルンスベルク県に21万1,956人、デトモルト県に19万5,046人、ミュンスター県に15万9,777人が振り分けられていた。州西部と東部で振り分け人数が偏っていたこと理由はライン川沿いの都市やルール地域において戦争被害が集中していたことにあり、そこでヴェストファーレン東部の農村に多くの被追放民と難民が振り分けられたのである。1945年11月にデトモルト県のワーブルクとアルンスベルク県のジーゲンに中央通過収容所が設置され、そこには合わせて41万314人の被追放民と難民が一次的に収容され、そこからドルトムント東のウンナ・マッセンへと送られていた³⁰⁾。

こうした難民等の流入に対してデトモルト県知事ドゥラーケ(Heinrich Drake)は1947年秋、州政府に対してソヴィエト占領地域からの難民をこれ以上受け入れることを拒否する旨の書簡を送った。県内には難民用の住宅がなく、また受け入れのための施設も欠如しているとし、さらに、受け入れを指示するイギリス占領軍政府は庇護権を乱用していると述べていたのである。これに対して州労働局はヴェストファーレン地区の労働局に対し

27) 藤田(1984)、138-155頁。馬場(1997)および(1999)。Brunn(1995)、S.146。肥前は、農村社会がヒエラルヒッシュに構成されていたがゆえに、内部にホイヤーリングと共同体構成員の対立や、また後者内部での対立が存在していたが、同時に経済的・法的・家族的な要因によって結合し、全体として「最広義における農民身分」を形づくっていたと述べている(肥前1992、とくに23頁)。

28) 藤田(1984)、172-185頁。

29) Mooser(1984)、S.132-134、223f.、342-367.; Wunder(1986)、S.96f.、140。藤田はパーダーボルン地域において、東エルベで見られたような農場主・インストロイテ関係が部分的に存在したと指摘している(藤田1982、120頁)。

30) Leidinger(2011)、S.33f.

て、不法とみられる越境者の場合でも、彼らは労働の意思を持ち、また有能であるとして、彼らを職業に応じて仲介するように指示したのである。1947年末から難民はいったん減少し、また収容施設はすでに飽和状態にあったのであるが、労働局は難民の流入を必要な労働予備軍として歓迎していたのである。経済復興への見通しはまだ不確かであったが、すでに1948年6月の通貨改革前にはヴェストファーレンにおいても炭鉱や建設関係、そして農業においても労働力不足が生じていた³¹⁾。

難民や被追放民の受入れに対する姿勢は行政各レベルや地域によって違いはあったが、さしあたり州政府は農村で受け入れている難民等を自治体の失業対策事業の枠内で雇用しようとし、すでに1951年にデトモルト県では雇用緊急プログラムによって約7,000人の難民のために短期と長期の雇用創出を実施していた。他方、州政府は1951年10月30日の閣議においてデトモルト県の経済社会構造を調査することを決定し、翌1952年1月24日、調査報告書が提出された³²⁾。

(2) 1952年報告の現状認識と改善提案

調査報告書は冒頭で、すでに触れたように、戦前のOWLの社会経済構造が幾分か調和的であったが、それが戦時中から「歪み」をもって変化したと認識し、そこでこの「歪み」をいかに除去し、望ましい「構造変化」を遂げられるか、その方法を明らかにすることを目的としていた。そしてこの「歪み」の内容は人口変動と雇用構造にあるとされた。

第一の人口変動は戦時期の疎開から始まる。1942年以降に空襲が激しくなると企業や労働力はOWLへ疎開したが、戦後まもなく多くの企業と労働者は元に戻った。次の人口変動が東部からの難民と被追放民である。これらの人口移動は第4表の各労働局地区内での人口増加に現れている。県全体の増加人口(割合)は1939年と比較して38万6,914人(25.7%)であり、とくにデトモルト労働局では8万1,975人(30.5%)に達している。難民たちに対する宿泊施設はあるが、雇用が十分でないことが問題である。とくにビーレフェルトなどの都市よりもミンデンやパーダーボルンなどの農

第4表 デトモルト県の人口・失業者・被追放民(1951年6月末)

労働局地区	人口(人)	人口増加 (1939/51年)	被追放民(人)	失業者(1951年6月末)	
					うち被追放民
ビーレフェルト	448,629	115,597	90,792	4,900	1,589
ヘアフォルト	213,226	50,518	34,221	4,573	646
ミンデン	257,725	62,811	40,103	7,716	1,448
デトモルト	269,195	81,975	54,900	5,036	1,341
パーダーボルン	313,974	76,013	57,200	6,412	1,919
デトモルト県合計	1,502,789	386,914	277,216	28,637	6,943

【出典】 LAV NRW, NW₀₄₃₀, Nr.391: Untersuchung der wirtschaftlichen und sozialen Struktur Ostwestfalens, 24. Jan. 1952, S.2.

31) Kleinert (2011), S.223f.

32) LAV NRW, NW₀₄₃₀, Nr.391: Untersuchung der wirtschaftlichen und sozialen Struktur Ostwestfalens, 24. Jan. 1952.

村において失業者の割合が高く、そのうち2割から3割が被追放民であった。

第二の雇用自体は戦前から1951年にかけて全体として増加しており、とくにビーレフェルトからヘアフォルトの都市部において工業企業が多く立地し、そこから工業はデトモルト地区に拡張している。ただし問題は、そうした産業が繊維・被服・縫製産業やタバコ製造業、食料・飲料製造業、そして木材加工業などの消費財産業中心で、NRW州に特徴的な原料・素材産業や生産財産業が少なく、それゆえ雇用を拡大する可能性が低いと考えられている。

こうして人口移動と雇用・産業構造のあり方の結果、県中南部のハレ郡、デトモルト郡、レムゴ郡、ミンデン郡、リュベッケ郡、パーダーボルン郡、ビューレン郡、ヘクスター郡、ワーブルク郡において、さらに隣接するアルンスベルク県東部のリップシュタット郡、ブリロン郡、ゾースト郡においても「構造的失業」が生じているとする。

報告書はこの構造的失業を解決するために次のような措置を提言している。

第一に地域における企業経済活動の強化である。そのために州経済省は、OWL地域の商工会議所と手工業会議所に雇用創出のために信用申請できる企業を調査し、それを企業の将来性や経済的意義、雇用拡大の可能性で審査して報告させている。その結果、この時点ですでに両会議所から1,430万DM、4,546人分の新規雇用増の申請が提出されており、これによって地域の雇用状態は改善されうるとする。

第二に、OWL域内および域外への労働者（失業者）の移動である。域内ではすでにビーレフェルトなど経済が好調な地区において州と労働局の

資金を使って住宅建設が進められている。他にも通勤のためにバス路線などを整備することが考えられる。また域外への移動では、域内の構造失業地域から労働者をルール地方などの需要がある地域へ移動させることが考えられる。州政府は1951年に計2,000家族の移住のために住宅建設などの支援をすることになっている。

第三には労働集約的な道路工事、住宅・工業団地造成、河川改修、耕地整理などの事業によって失業者を雇用することである。この関係では連邦によって2億DMの雇用創出緊急プログラムが実施され、州政府はこれに合わせて同額の支出を準備している。OWL地方では1951年6月末でこの措置による雇用は約3,700人であった。ただしこの雇用は一時的であって最長26週にすぎず、失業問題の解決にはつながらない。

さらにこれに関連して第四に、州経済省は都市・農村での上下水道や電気・ガスなどの供給整備事業を計画しており、そのなかで失業者を吸収することが可能としている。

報告書がこうした措置のなかで重視しているのは第一の新規雇用増である。なぜなら、これは正規の雇用であり、労働者は継続的な雇用に就くことができる。それゆえ州政府が前述の1,430万DMの予算を可決して労働需要が高まるなら、東部からの難民をさらに受け入れることができている。しかし実際には、予算措置は取られず計画は実施には至らなかった。その理由は連邦と州によってすでに他の様々な措置が取られていたからであった。

33) LAV NRW, NW₀₄₃₀, Nr.391: Schreiben des Ministers für Wirtschaft und Verkehr des NRWs an den Ministerpräsidenten des NRWs vom 11. Feb. 1954.

34) LAV NRW, NW₀₄₃₀, Nr.392/I: Schreiben des Industrie- und Handelskammer Detmold am 15.3.1955.

35) LAV NRW, NW₀₄₃₀, Nr.392/I: Bericht über die Arbeitsmarktentwicklung im Bezirk des Landesarbeitsamtes NRW im April 1955.

36) LAV NRW, NW₀₄₃₀, Nr.392/I: Niederschrift über die vierte Sitzung des interministeriellen Ausschusses

(3) 1955年報告書と計画要領

1954年2月11日、NRW州経済相ミドルアーヴ(Middelhaue)は州首相アーノルト(Arnold)に対してデトモルト県の経済社会状態の調査を再度拡大して行うことを通知した。その理由として、全国的な景気拡大を背景として地域経済の状態は以前と比べて改善し、またビーレフェルトからヘアフォルトに工業が広がってはいるが、デトモルト県がもともと農業地域という本来の経済構造は変わっておらず、また難民の対人口比が州平均の13%を上回って18%となっており、その関係で失業率も高くなっていったからであった。

たしかに失業対策扶助事業や交通、建設、エネルギー関係、農林関係の領域で州担当省庁は通常予算の枠内で個別に対策を行って同県の雇用状況を改善してきたのであるが、経済相は、OWL地域の経済構造を改善するために、もう一度1952年報告書の結論にある正規雇用増を検討すべきであるとした³³⁾。

1955年に入って地元関係者からの要望が多数寄せられている。州政府は3月10日の閣議で再度省庁間委員会設置を決定し、OWPの内容を検討するよう指示した。ミドルアーヴ経済相はそれに前後して2月28日、デトモルト商工会議所で懇談し、地元企業家から低利融資や工業団地造成のための支援要請を受けていたが、その後4月27日には省庁間委員会の関係者3名がデトモルト県知事および県の担当者と懇談し、利子負担の軽減や貸付期間の15-20年への延長、3年の返済猶予期間や州保証機関による信用保証などの要望を受けている。また地域によっては工業や営業(Industrie und Gewerbe)だけでなく、観光や保

養のための施設を建設することも対象に入れるように要望されている³⁴⁾。

5月6日には州労働局から労働市場発展報告書が提出された。そこではこの4年間に経済発展が進み、失業者が減少していること、とくに3月末からはさらに労働市場が改善していることが報告された³⁵⁾。直後の5月12日に開かれた第4回省庁間委員会会議では経済省参事官ヴェファース(Wefers)が計画の意義や特徴を次のように3点にわたって強調している。第一に、労働市場や所得は州内で均等に改善しておらず、OWL地域では発展が遅れている。その原因は自然や歴史の要因から生じた立地条件の不便さにある。そこでこれを政策によって解消し、それによって経済・生産活動を高め、地域の所得をあげることが地域からの人口流出を防ぎ、またルール地域の過剰人口を抑制することにつながる。第二に信用支援はそれまでNRW州では行われてこなかったが、すでにバーデン・ヴェルテンベルク州やバイエルン州、ヘッセン州等ではこれによって工業化支援が行われている。第三に、企業の自己資本が十分でなく、また民間金融機関の金利が高い状態では、州政府が信用保証して企業がスタートラインにたどり着くところまで支援可能であって、政策はその先の利潤の保証をしたり、民間企業の生産性上昇や競争を歪めるのではないとした³⁶⁾。

最終報告書は、同年6月27日、州経済省において協議され、一部字句修正の上で7月6日に同委員会最終報告「オストヴェストファーレン地域(デトモルト県)の特別な経済状態に対する措置の検証」として提出された³⁷⁾。

ここで報告書は冒頭、州政府が成立して以来、様々に実施されてきた雇用と経済の措置によって

der Landesregierung am 12. Mai 1955.

37) LAV NRW, NW₀₄₃₀, Nr.391: Entwurf des Abschlußberichts des interministeriellen Ausschusses zur Prüfung der Massnahmen der besonderen wirtschaftlichen Lage im Raum Ostwestfalen (Reg.Bez.

Detmold).; LAV NRW, NW₀₄₃₀, Nr.392/I: Vermerk II/C 3 vom 27.Juni 1955.; LAV NRW, NW₀₄₃₀, Nr.97: Vermerk II/C 2 vom 21.Feb. 1959.

OWL地域の困窮状態は緩和されてきたが、しかしなお大部分の地域では、NRW州の住民が享受している雇用と経済発展の水準が達成されておらず、また十分な経済力が得られていないとし、その根本原因は地域の経済構造が不十分 (Unzulänglichkeit der Wirtschaftsstruktur) であるとしている。この原因ゆえに工業と営業において雇用が十分でなく、流入した難民等を吸収できなかったとする。報告書は、その理由は地域の開発と発展が十分でなかったからとの認識であった。

そこで支援が必要な地域を選定する基準として、第一に地域の経済発展が十分でなく失業が平均以上であること、第二にゲマインデ自治体の財政力 (住民や企業の担税力) が低いこと、第三に農業収益力が低いこと、そして第四に年金 (Rente) などの公的支援のみで暮らしている家計が多いこととされ、それに基づいて県北部ミンデン郡のエーンハウゼン地区 (Amt Oeynhausen) と南に隣接するヘアフォルト郡のプロトー地区 (Amt Vlotho)、県中東部リップ2郡、そして県南部パーダーボルン4郡が計画対象地区に選定された。

こうした地域を支援する直接の目的は、産業経営の拡充と移転によって経済構造を改善し、少なくとも失業者1万人に正規の継続的な雇用を提供することにあった。そしてこうした地域を支援するために第一に重点とされたことは、交通、エネルギー、水利、ゲマインデ財政力など経済発展の障害となっている不利な立地条件を解消すること、第二の重点は、企業に対する直接経済支援であった。

前者は州政府担当部局が県行政と協力して社会インフラ整備として進めることになったが、とくに問題となるのは後者であり、その実務的な申請

と支援の方法は、その後、州経済省と財務省が協議して1955年9月5日に要綱として決定された³⁸⁾。以下ではその内容を見ておこう。

要綱は信用支援の内容を、OWL対象地域の経済力強化のために、工業経営と比較的規模の大きい営業経営に対して州が借り換え融資 (Refinanzierung) を行うこととしている。

まず信用供与についてであるが、貸付利率は4.5%以下、償還は15年以内で2年間の猶予の後、3か月前に告知してから償還される。信用受給者 (経営) は投資計画のなかで適切な額の自己資金を用意しなければならない。金融機関は自己の責任で信用を供与するが、その場合、通常の担保が十分に提示できなければ、州政府による保証が規程にしたがって与えられる。信用の原資は、1948年の通貨改革時に金融機関が貸借対照表をバランスさせるために州を債務者として設定した平衡請求権 (Ausgleichsforderungen) とされた³⁹⁾。

申請を審査する信用委員会は州経済大臣を長として官房、財務省、ヴェストファーレン州立銀行 (Landesbank für Westfalen) の各代表者から構成され、さらに信用供与する金融機関代表者が関係案件に応じてオブザーバーとして参加する。信用委員会は信用が支援に値するかどうか、また州による保証が必要かどうかを最終決定する。決定がなされると、州立銀行は信用を供与する金融機関に通知し、金融機関側は貸付額100%のリファイナンスを引き受けることになった。

こうしてOWPはNRW州政府によってOWLの「構造的に歪んだ地域」を対象として、社会インフラ整備と民間企業向けの直接信用支援を2つの軸に地域開発政策として始動することになった。その実施過程と成果については、次節で考察する。

38) LAV NRW, NWo 430, Nr. 391: Richtlinien für die Gewährung von Krediten an Wirtschaftsbetriebe in den förderungsbedürftigen Gebieten Ostwestfalens, von 5. Sept. 1955.

39) このような資金調達方法は、1955年6月の州中間層信用プログラムと同様であった (三ツ石2021, 13頁参照)。

参考資料(1)

1. 未公開資料

◎ Landesarchiv Nordrhein-Westfalen, Rheinland (LAV NRW), NW₀₄₃₀, Nr.97, Nr.391, Nr.392/I

2. 議事録、統計、報告書等

- ◎ *Bundesgesetzblatt*, Teil I, Nr.108, 1969.
- ◎ *Die Kabinettsprotokolle der Bundesregierung*, Bd.4 1951, Boppard am Rhein, 1988.
- ◎ *Statistisches Jahrbuch Nordrhein-Westfalen*, 1.Jg., 1949; 2.Jg., 1950; Jg.5., 1954.
- ◎ Sachverständigenrat, *Stabilisierung ohne Stagnation*, Jahresgutachten 1965/66, Stuttgart, 1965.

3. 研究文献

【欧文文献】

- ◎ Abelshauer, Werner, *Deutsche Wirtschaftsgeschichte seit 1945*, 2. überarbeitete und erweiterte Aufl., München, 2011.
- ◎ Ahrens, Ralf, *Strukturpolitik und Subvention. Debatten und industriepolitische Entscheidungen in der Bonner Republik*, Göttingen, 2022.
- ◎ Albert, Wolfgang, Die Entwicklung der regionalen Wirtschaftspolitik in der Bundesrepublik Deutschland, in: Hans Hermann Eberstein (Hrsg.), *Handbuch der regionalen Wirtschaftsförderung*, Köln, 1971, II A S.1-14.
- ◎ Briesen, Detlef, Vom Durchbruch der Wohlstandsgesellschaft und vom Ende des Wachstums 1955-1995, in: Ders. et al., *Gesellschafts- und Wirtschaftsgeschichte Rheinlands und Westfalens*, Köln, 1995, S.202-268.
- ◎ Brunn, Gerhard, Die Zeit der Krisen 1914-1955, in: Detlef Briesen et al., *Gesellschafts- und Wirtschaftsgeschichte Rheinlands und Westfalens*, Köln, 1995, S.129-201.
- ◎ Cziepka, Juliane und Lars Bluma, Die Geschichte des Steinkohlenbergbaus an der Ruhr nach 1945 und ihre Forschung. Einleitende Bemerkungen, in: Dieselbe (Hrsg.), *Der Steinkohlenbergbau in Boom und Krise nach 1945*, Berlin, 2021, S.1-13.
- ◎ Giel, Wilhelm, Die Grundzüge der regionalen Wirtschaftspolitik in der Bundesrepublik, in: *Raumforschung und Raumordnung*, 22.Jg., Ht.3/4, 1964, S.113-117.
- ◎ Giersch, Herbert, Aufgaben der Strukturpolitik, in: *Hamburger Jahrbuch für Wirtschafts- und Gesellschaftspolitik*, 9, 1964, S.61-90.
- ◎ Goch, Stefan, *Eine Region im Kampf mit dem Strukturwandel. Bewältigung von Strukturwandel und Strukturpolitik im Ruhrgebiet*, Essen, 2002.
- ◎ Kittel, Manfred, *Stiefkinder des Wirtschaftswunders? Die deutschen Ostvertriebenen und die Politik des Lastenausgleichs (1952 bis 1975)*, 2. unveränderte Aufl., 2022.
- ◎ Kleinert, Uwe, Die Bedeutung der Flüchtlinge und Vertriebenen für den westfälischen Arbeitsmarkt, in: Paul Leidinger (Hrsg.), *Deutsche Ostflüchtlinge und Ostvertriebene in Westfalen und Lippe nach 1945. Beiträge zu ihrer Geschichte und zur deutsche-polnischen Verständigung*, Münster, 2011, S.223-240.
- ◎ Kleßmann, Christoph, *Die doppelte Staatsgründung. Deutsche Geschichte 1945-1955*, Bonn, 1991. (クリストフ・クレスマン著石田勇治・木戸衛一訳『戦後ドイツ史1945-1955——二重の建国』未来社、1995年)
- ◎ Leidinger, Paul, Deutsche Ostflüchtlinge und Ostvertriebene in Westfalen und Lippe nach 1945. Eine Einführung, in: Ders., (Hrsg.), *Deutsche Ostflüchtlinge und Ostvertriebene in Westfalen und Lippe nach 1945. Beiträge zu ihrer Geschichte und zur deutsche-polnischen Verständigung*, Münster, 2011, S.9-40.
- ◎ Meyer, Konrad, Ländliche Fördergebiete und ihre Sanierung, in: Akademie für Raumforschung und Landesplanung, *Raumforschung*, 1960, S. 367-381.
- ◎ Mooser, Josef, *Ländliche Klassengesellschaft 1770-1848. Bauern und Unterschichten, Landwirtschaft und Gewerbe im östlichen Westfalen*, Göttingen 1984.
- ◎ Noll, Adolf, *Sozio-ökonomischer Strukturwandel des Handwerks in der zweiten Phase der Industrialisierung unter besonderer Berücksichtigung der Regierungsbezirk Arnsberg und Münster*, Göttingen, 1975.
- ◎ Nonn, Christoph, *Geschichte Nordrhein-Westfalens*, München, 2009.

- ◎ Rentsch, Wolfgang, *Finanzverfassung und Finanzausgleich. Die Auseinandersetzungen um ihre politische Gestaltung in der Bundesrepublik Deutschland zwischen Währungsreform und deutscher Vereinigung (1948-1990)*, Bonn 1991. (W.レンチュ著、伊東弘文訳『ドイツ財政調整発展史——戦後から統一まで——』九州大学出版会、1999年)
- ◎ Riemann, Fritz und Rolf Hengstenberg, *Zur Industrialisierung kleinbäuerlicher Räume*, Forschungsberichte des Wirtschafts- und Verkehrsministeriums NRW, Nr.469, Köln und Opladen, 1957.
- ◎ Schmölders, Günter, Finanzierungsprobleme im Zusammenhang mit der wirtschaftlichen Eingliederung der Heimatvertriebenen, in: *Schriften des Vereins für Sozialpolitik*, NF. Bd. 6/II, Berlin 1955.
- ◎ Schremmer, Eckart, Industrielle Rückständigkeit und strukturstabilisierender Fortschritt. Über den Einsatz von Produktionsfaktoren in der deutschen (Land-) Wirtschaft zwischen 1850 und 1913, in: Hermann Kellenbenz (Hrsg.), *Wirtschaftswachstum, Energie und Verkehr vom Mittelalter bis ins 19. Jahrhundert*, Stuttgart, 1978, S.205-233.
- ◎ Stahlberg, Gertrud, Die Vertriebenen in Nordrhein-Westfalen, in: *Schriften des Vereins für Sozialpolitik*, NF. Bd. 7/VIII, Berlin 1957.
- ◎ Wunder, Heide, *Die bäuerliche Gemeinde in Deutschland*, Göttingen 1986.
- ◎ Wurzbacher, Gerhard, *Das Dorf im Spannungsfeld industrieller Entwicklung: Untersuchung an den 45 Dörfern und Weilern einer westdeutschen ländlichen Gemeinde*, 1954.

【日本語文献】

- ◎ 川喜田敦子『東欧からのドイツ人の『追放』——二〇世紀の住民移動の歴史のなかで——』白水社、2019年
- ◎ 北住炯一「ドイツ複合占領における国家化と原連邦制」『名古屋大学法政論集』第246号、2012年、1-57頁
- ◎ 永山のどか「西ドイツの高度経済成長期における被追放民の住宅と職業」『青山経済論集』69-4、2018年3月、59-88頁

- ◎ 西田哲史「逃亡と追放：ドイツ人難民・被追放民の西ドイツへの受容 1939-1952 —占領期およびドイツ連邦共和国初期の時代を中心に—」『創価経済論集』第48巻第1・2・3・4号、2019年、97-131頁
- ◎ 馬場哲「北西ドイツ・ラーヴェンスブルク地方における『プロト工業化』——領邦国家と都市商人——」『経済学論集』第62巻第4号、1997年、2-35頁
- ◎ 馬場哲「地域工業化と工業都市の誕生——北西ドイツ・ラーヴェンスブルク地方と都市ビーレフェルトの事例研究——」(1)(2・完)『経済学論集』第64巻第4号、1999年、2-29頁／第65巻第1号、1999年、32-70頁
- ◎ 肥前栄一「北西ドイツ農村定住史の特質——農民屋敷地に焦点をあてて——」『経済学論集』第57巻第4号、2-24頁。
- ◎ 藤田幸一郎『近代ドイツ農村社会経済史』未来社、1984年
- ◎ 三ツ石郁夫「第二次大戦後西ドイツの中間層信用問題をめぐる政策形成と金融機関の役割」『滋賀大学経済学部研究年報』Vol.25、2018年、1-28頁
- ◎ 三ツ石郁夫「戦後西ドイツにおける中間層経営の資金需要と州信用支援政策の展開」『彦根論叢』第427号、2021年、4-24頁

[未完]

Structural Change of the Regional Economy and State Support Policies from the Postwar Period to the 1950s in Northwest Germany (part 1)

East Westfalen and Its Development Program in Nordrhein-Westfalen

Ikuo Mitsuishi

This paper discusses the process and significance of the regional economic policy promoted by the *Nordrhein-Westfalen* state government in northwest Germany through the *Ostwestfalenplan* in the 1950s. After World War II, many displaced persons and refugees from Eastern Europe migrated in massive numbers to occupied areas in the west, and after 1949 into West Germany, so that these regions in Germany was confronted with various social and economic problems, especially the problem of unemployment. While federal and state governments usually extended emergency aid to deal with unemployment during the postwar period, the state government of *Nordrhein-Westfalen* planned to create employment opportunities by preparing public infrastructure investments on the one hand and offering favorable credit terms for industrial business and plants on the other in the agricultural or historically weak structural region of eastern *Westfalen*. The idea and practice of regional economic support policies suggests how the program could change and improve the structure of the regional economy and society.

This part of the paper outlines the questions and conditions of the regional economy and thereafter discusses the circumstances and process of policy-making.